

## 資料 2

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会傍聴要綱

(趣旨)

第1条 南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴は、この要綱の定めるところによる。

(傍聴人の定員)

第2条 委員長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において自己の住所、氏名、年齢を南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会傍聴者申込受付簿（別記第1号様式）に記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険な物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (6) その他委員長において傍聴席に入ることが不相当と認められた者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論、放歌、高笑その他の会議の妨害となる行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会  
傍聴者申込受付簿

年 月 日開催

（会議名：南房総市地域福祉計画・地域福祉活動計画第 回会議）

番 号	住 所	氏 名	年 齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			